

第76回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月27日（金曜日）
午後2時

開催
場所

東京都中央区新川一丁目24番4号
当社本店 2階会議室

※末尾の「会場案内図」をご参照ください。

■ 決議事項

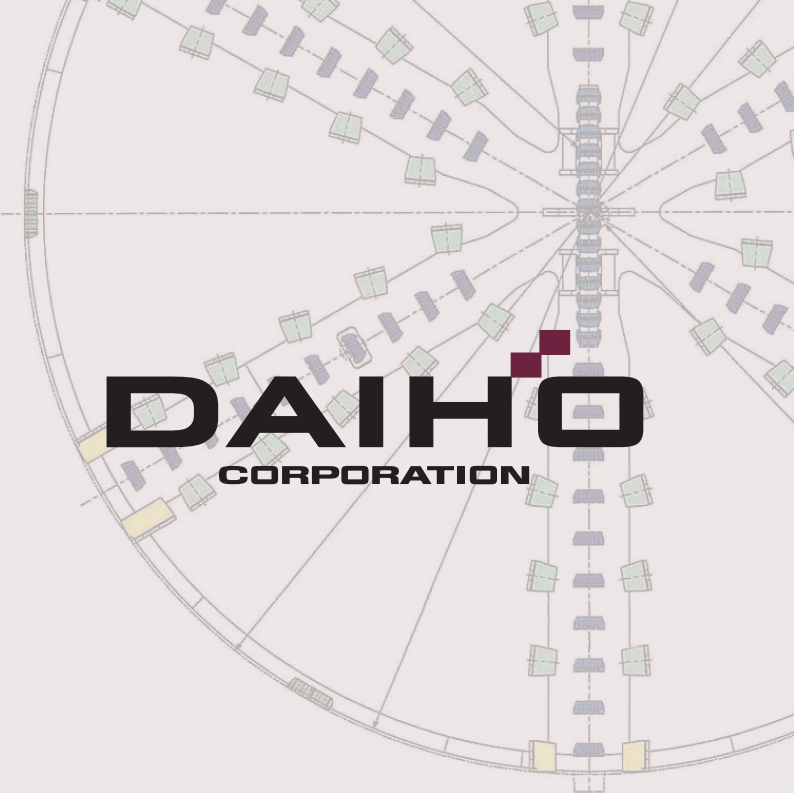
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役13名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

書面(郵送)またはインターネット等による議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分まで

大豊建設株式会社

証券コード：1822



DAIHO
CORPORATION

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を2025年6月27日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。株主総会の議案および事業概要について、書面および当社ウェブサイト等にてご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

当社は、2023-24年度の実績を踏まえ、「中期経営計画2023-27年度【アジャスト版】」を新たに策定いたしました。当初計画の基本方針である「人的資本経営の強化」、「事業構造の変革」は維持しつつ、受注マネジメント体制および施工管理体制の強化を進め、採算性の向上を図ることにより、目標の達成に向けて努めてまいります。株主還元方針については、2024-27年度における連結配当性向を50%以上から70%以上へ引き上げるとともに、業績および財務状況に応じて機動的な還元も検討してまいります。

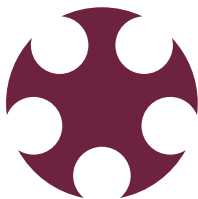
また、当社は2025年4月1日付で株式分割を実施し、投資単位あたりの金額を引き下げることにより株主の皆様が投資しやすい環境を整えるとともに、株主優待制度を新設し、当社株式への投資の魅力を高めるなど、当社株式の流動性の向上と株主層の拡大を図る施策を実施いたしました。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2025年6月

経営理念

顧客第一
創造と開拓
共生
自己責任



代表取締役

森下 覚 恵



証券コード 1822
2025年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目24番4号
大 豊 建 設 株 式 会 社
代表取締役 森 下 覚 恵

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討くださいます。後述の「議決権行使についてのご案内」に従って2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第76回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.daiho.co.jp/ir/gms/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。以下の東京証券取引所のウェブサイトへアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「大豊建設」または「コード」に当社証券コード「1822」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日(金曜日) 午後2時(受付開始 午後1時)
2. 場 所 東京都中央区新川一丁目24番4号
当社本店 2階会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第76期(自2024年4月1日 至2025年3月31日) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期(自2024年4月1日 至2025年3月31日) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役13名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎総会ご出席者へのお土産をご用意しておりません。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告の「会社の体制および方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で分割を実施しております。同封の議決権行使書用紙記載のご所有株式数、行使できる議決権の数につきましては、議決権の基準日が2025年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として記載しております。

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

2025年6月27日 (金曜日)
午後2時

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

[illegible]

— 3 —

インターネット等による議決権行使のご案内 **行使期限** 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

- 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネット等のご利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネット等による議決権行使に関して、ご不明な点がございましたら、右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

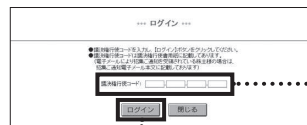
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



…………「次へすすむ」をクリック

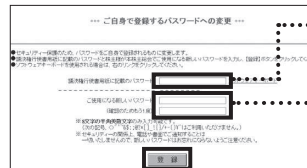
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



…………「議決権行使コード」を入力

…………「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



…………「初期パスワード」を入力

…………実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

…………「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
☎ 0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は長期的発展の礎となる財務体質の充実を図りつつ、安定的な配当の維持および向上を図っていくことを基本方針としております。

この方針のもと、第76期の期末配当金につきましては、当期の実績並びに経営環境を総合的に勘案いたしまして、普通株式1株につき147円を配当させていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 147円 総額 2,609,349,372円
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2025年6月30日

(注) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で分割を行っております。当期の期末配当につきましては、配当基準日が2025年3月31日となりますので、当該株式分割前の株式数を基準として配当を実施いたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる規定を新設するものであります。
また、これに伴い、中間配当金の除斥期間の規定を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(剰余金の配当) 第46条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ＜新 設＞	(剰余金の配当) 第46条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 <u>当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u>
(期末配当金の除斥期間) 第47条 期末配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 未払期末配当金については利息を付さない。	(配当金の除斥期間) 第47条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 未払期末配当金および未払中間配当金については利息を付さない。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（13名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位および担当				
1	もり した かく え 森 下 覚 恵	代表取締役執行役員社長	再任			
2	なか むら もも き 中 村 百 樹	取締役専務執行役員建築本部長 兼安全環境担当	再任			
3	くぎ もと みのる 釘 本 実	取締役常務執行役員管理本部長 兼コンプライアンス担当兼関係会社担当兼総務事項担当	再任			
4	せ ち あき ひこ 瀬 知 昭 彦	取締役常務執行役員企画本部長	再任			
5	ます だ ひろ し 益 田 浩 史	取締役常務執行役員土木本部長 兼海外部門担当兼技術研究所担当	再任			
6	あ そう いわお 麻 生 巖	取締役	再任			
7	おく みや やす のぶ 屋 宮 康 信	取締役	再任			
8	ないとう たつ じ ろう 内藤 達次郎	社外取締役	再任	社外	独立	
9	ふじ た かず ひろ 藤 田 和 弘	社外取締役	再任	社外	独立	
10	おお しま よし たか 大 島 義 孝	社外取締役	再任	社外	独立	
11	あつ み よう こ 渥 美 陽 子	社外取締役	再任	社外	独立	女性
12	かみ や そう の すけ 神谷 宗之介	社外取締役	再任	社外	独立	
13	か とう とも はる 加 藤 智 治	社外取締役	再任	社外	独立	

候補者
番 号

1

もり した
森下

かく え
覚恵

(1956年 4月23日生)

再任

取締役在任年数

6 年

取締役会への出席状況

14回／14 回

所有する当社の株式の数

6,225 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4 月 当社入社
2008年 6 月 当社広島支店長
2009年 4 月 当社大阪支店土木技術部長
2010年 4 月 当社大阪支店土木営業部長
2013年 4 月 当社九州支店長
2014年 4 月 当社執行役員九州支店長
2017年 4 月 当社執行役員名古屋支店長
2018年 4 月 当社常務執行役員名古屋支店長
2019年 4 月 当社専務執行役員土木本部長
2019年 6 月 当社取締役専務執行役員土木本部長
2020年 4 月 当社取締役専務執行役員土木本部長兼海外部門担当
2021年 4 月 当社取締役執行役員副社長土木本部長兼海外部門担当
2021年 6 月 当社代表取締役執行役員副社長土木本部長兼海外部門担当
兼安全環境担当
2022年 4 月 当社代表取締役執行役員副社長
2022年 6 月 当社代表取締役執行役員社長（現任）

取締役候補者とした理由等

森下覚恵氏は、土木部門での要職を歴任し、当社の事業活動に関する豊富な経験と幅広く高度な知見を有しております。これらの知見と経験を当社グループの持続的な成長と企業価値の更なる向上および当社が目指す経営計画の実現等に活かしていただきたいことから、引き続き取締役候補者として指名いたしました。同氏は、取締役に選任された場合は、取締役会での選定を条件として、代表取締役社長に就任する予定です。

候補者
番 号

2

なか むら
中村

もも き
百樹

(1960年12月24日生)

再任

取締役在任年数

4 年

取締役会への出席状況

14回／14 回

所有する当社の株式の数

2,434 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月 当社入社
2011年 4 月 当社東京支店建築部長
2015年 1 月 当社東京支店次長建築部長
2016年 4 月 当社東京支店副支店長
2017年 4 月 当社執行役員東京支店副支店長
2018年 4 月 当社執行役員東京建築支店長
2020年 4 月 当社常務執行役員東京建築支店長
2021年 4 月 当社常務執行役員建築本部長
2021年 6 月 当社取締役常務執行役員建築本部長
2022年 4 月 当社取締役専務執行役員建築本部長兼安全環境担当（現任）

取締役候補者とした理由等

中村百樹氏は、建築部門での要職を歴任し、豊富な実務経験と建築業務全般の高い知見を有し、2021年4月からは建築本部長として収益力の向上に貢献してまいりました。これらの知見と経験を建築業務全般にわたる統制と重要事項の決定および業務執行の監督などの当社が目指す経営計画の実現等に活かしていただきたいことから、引き続き取締役候補者として指名いたしました。

候補者
番 号

3

くぎ もと
釘本

みのる
実

(1960年11月6日生)

再任

取締役在任年数

4 年

取締役会への出席状況

14回／14 回

所有する当社の株式の数

2,508 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4 月 当社入社
2013年 5 月 当社東北支店総務部長
2017年 7 月 当社管理本部経理部長
2018年 4 月 当社執行役員管理本部経理部長
2019年 4 月 当社常務執行役員管理本部副本部長兼経理部長
2021年 4 月 当社常務執行役員管理本部長
2021年 6 月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼コンプライアンス担当
兼関係会社担当兼総務事項担当（現任）

取締役候補者とした理由等

釘本実氏は、長年にわたり管理部門の要職を歴任し、豊富な経験と経営全般の知見を有し、2021年4月からは管理本部長として管理部門を統括してまいりました。これらの知見と経験を管理業務全般にわたる統制と重要事項の決定および業務執行の監督など当社が目指す経営計画の実現等に活かしていただきたいことから、引き続き取締役候補者として指名いたしました。

候補者
番号

4

せ ち
瀬 知

あき ひこ
昭 彦

(1961年3月9日生)

再任

取締役在任年数

3 年

取締役会への出席状況

14回／14 回

所有する当社の株式の数

724 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月 当社入社
2009年 2 月 当社企画室長
2019年 4 月 当社執行役員企画室長
2021年 4 月 当社常務執行役員企画室長
2022年 1 月 当社常務執行役員企画本部長
2022年 6 月 当社取締役常務執行役員企画本部長（現任）

取締役候補者とした理由等

瀬知昭彦氏は、企画部門での要職を歴任し、当社の事業活動に関する豊富な経験と高い知見を有しております。2022年1月からは企画本部長として企画部門を統括してまいりました。これらの知見と経験を企画業務全般にわたる統制と重要事項の決定および業務執行の監督など当社が目指す経営計画の実現等に活かしていただきたいことから、引き続き取締役候補者として指名いたしました。

候補者
番号

5

ます だ
益 田

ひろ し
浩 史

(1959年2月17日生)

再任

取締役在任年数

3 年

取締役会への出席状況

14回／14 回

所有する当社の株式の数

2,376 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4 月 当社入社
2008年11月 当社大阪支店土木部長
2009年 2 月 当社九州支店工事部長
2011年 9 月 当社東北支店営業部長
2017年 4 月 当社東北支店次長
2019年 4 月 当社執行役員東北支店副支店長
2020年 4 月 当社執行役員大阪支店長
2021年 4 月 当社常務執行役員大阪支店長
2022年 4 月 当社常務執行役員土木本部長兼海外部門担当
2022年 6 月 当社取締役常務執行役員土木本部長兼海外部門担当兼技術研究所担当（現任）

取締役候補者とした理由等

益田浩史氏は、土木部門での要職を歴任し、当社の事業活動に関する豊富な経験と高い知見を有しております。2022年4月からは土木本部長として収益力の向上に貢献してまいりました。これらの知見と経験を土木業務全般にわたる統制と重要事項の決定および業務執行の監督など当社が目指す経営計画の実現等に活かしていただきたいことから、引き続き取締役候補者として指名いたしました。

候補者
番 号

6

あ そう
麻生

いわお
巖

(1974年 7月17日生)

再任

取締役在任年数

3 年

取締役会への出席状況

14回／14 回

所有する当社の株式の数

0 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年 4 月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社SBI新生銀行） 入行
2000年 6 月 麻生セメント株式会社（現 株式会社麻生） 監査役
2001年 6 月 同社（現 株式会社麻生） 取締役
2001年 8 月 麻生セメント株式会社 取締役
2005年12月 株式会社ドワンゴ 社外取締役
2006年 6 月 株式会社麻生 代表取締役 専務取締役
2008年10月 同社 代表取締役副社長
2010年 6 月 同社 代表取締役社長（現任）
2012年12月 株式会社ぎょうせい 取締役（現任）
2014年 6 月 日特建設株式会社 社外取締役
2014年10月 株式会社KADOKAWA・DWANGO（現 株式会社KADOKAWA）
社外取締役
2015年12月 株式会社アイレップ 社外取締役
2016年 1 月 麻生セメント株式会社 代表取締役社長
2016年10月 D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社 社外取締役
2017年 6 月 都築電気株式会社 社外取締役
2018年10月 日特建設株式会社 取締役（現任）
2021年 6 月 東都水産株式会社 社外取締役
2022年 6 月 当社取締役（現任）
2024年 1 月 麻生セメント株式会社 取締役（現任）
2024年 6 月 住石ホールディングス株式会社 取締役（現任）

取締役候補者とした理由等

麻生巖氏は、経営者としての豊富な経験と経営全般の知見を有しております。これらの知見と経験を業務全般にわたる統制と重要事項の決定および業務執行の監督など当社が目指す経営計画の実現等に活かしていただきたいことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番 号

7

おく みや
屋宮

やす のぶ
康信

(1958年9月24日生)

再任

取締役在任年数

1 年

取締役会への出席状況

10回／10 回

所有する当社の株式の数

0 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4 月 日特建設株式会社 入社
2005年 4 月 同社 大阪支店次長
2007年 7 月 同社 執行役員事業本部副本部長
2008年 6 月 同社 取締役経営企画室担当
2009年 6 月 同社 取締役常務執行役員経営企画室担当兼内部統制推進室担当
2015年 4 月 同社 取締役専務執行役員経営戦略本部長
2016年 4 月 同社 取締役執行役員副社長経営戦略本部長
兼海外管掌兼インドネシア現地合弁会社取締役社長
2021年 6 月 同社 取締役執行役員兼インドネシア現地合弁会社取締役社長
2022年 2 月 エンデバー・ユナイテッド株式会社 アドバイザー（現任）
2022年 4 月 株式会社ぎょうせい 監査役（現任）
2022年10月 アイアール株式会社 社外取締役
2024年 4 月 当社 非常勤顧問
2024年 6 月 当社 取締役（現任）

取締役候補者とした理由等

屋宮康信氏は、建設会社における経営者としての豊富な経験と経営全般の知見を有しております。2024年6月からは取締役として管理部門および企画部門を管掌し、当社のガバナンス機能強化等に貢献してまいりました。これらの知見と経験を当社の経営判断に対する助言および業務執行に対する監督に活かしていただきたいことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番 号

8

ないとう
内藤

たつ じ ろう
達次郎

(1957年11月26日生)

再任

社外

独立

取締役在任年数

4 年

取締役会への出席状況

14回／14 回

所有する当社の株式の数

0 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4 月 住友商事株式会社 入社
2002年11月 米国住友商事（ニューヨーク駐在）情報システム部長
兼米州総支配人付（IT担当）
2007年 4 月 住友商事株式会社 IT企画推進部長
2007年 6 月 住商情報システム株式会社 社外取締役
2011年 4 月 住友商事株式会社 理事 メディア・ライフスタイル事業部門
ネットワーク事業本部長
2011年 6 月 株式会社ティーガイア 社外取締役
2011年10月 SCSK株式会社 社外取締役
2016年 4 月 同社 取締役専務執行役員流通システム事業部門長
兼グローバルシステム事業本部長兼中国・アジア総代表
2018年 6 月 株式会社LIXIL 入社
2018年10月 同社 理事 基幹システム統括部長
2019年 7 月 RIZAPグループ株式会社 執行役員グループCIO
兼デジタル戦略部管掌役員
2021年 1 月 Office The-T代表（現任）
2021年 5 月 株式会社ミスターマックス・ホールディングス 社外取締役
2021年 6 月 当社 社外取締役（現任）
2021年10月 株式会社メイクス 社外取締役
2023年10月 同社 取締役副社長（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

内藤達次郎氏は、長年大手総合商社での実務経験を有されるとともに、大手IT企業において経営陣の一人としてマネジメントにあたられた経験を有しております。事業会社における豊富な経験とIT分野を中心とした幅広い知見をもとに、独立した客観的立場からの業務執行の監督機能強化と経営全般に対する助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これらの知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者
番 号

9

ふじ た
藤田

かず ひろ
和弘

(1965年 5 月 5 日生)

再任

社外

独立

取締役在任年数

4 年

取締役会への出席状況

14回／14 回

所有する当社の株式の数

0 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
1994年 8 月 公認会計士登録
1997年 5 月 藤田公認会計士事務所 設立（現任）
1998年 8 月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社 戦略事業部マネジャー
2000年10月 同社 B2B・ベンチャー事業部 シニアマネジャー
2001年 9 月 デロイトコンサルティングLLP（米国 ニューヨーク）
シニアマネジャー
2005年 6 月 アビームコンサルティング株式会社 執行役員プリンシパル
アビームコンサルティング（USA）Ltd.
Corporate Secretary・東部地区リーダー
2007年 8 月 同社 製造・流通統括事業部 執行役員プリンシパル
ストラテジックアカウントマネジメントオフィス長
2010年 8 月 日本IBM株式会社 グローバル・ビジネス・サービス事業
戦略コンサルティング パートナー
2010年 8 月 税理士登録
2013年10月 ケネディクス・プライベート投資法人 監督役員（現任）
2014年 5 月 東京共同会計事務所 パートナー（現任）
2021年 6 月 当社 社外取締役（現任）
2023年 6 月 日鉄ソリューションズ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

藤田和弘氏は、公認会計士としての長年の経験とともに、ビジネスコンサルタントとして企業経営に関する経験と専門性の高い知見を有しております。独立した客観的立場からの業務執行の監督機能強化と企業会計・企業財務の専門的な助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これらの知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者
番号

10 おおしま
大島

よし たか
義孝 (1970年1月20日生)

再任 社外 独立

取締役在任年数
4 年
取締役会への出席状況
14回／14 回
所有する当社の株式の数
0 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2001年10月 弁護士登録
坂井秀行法律事務所 入所
2009年10月 株式会社企業再生支援機構（現 地域経済活性化支援機構）出向
2012年4月 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）
パートナー弁護士
2015年4月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士
2017年7月 東京ベイ法律事務所 開設 代表弁護士
2017年10月 SGホールディングス株式会社 社外監査役（現任）
2021年6月 当社 社外取締役（現任）
2021年8月 野村スパークス・インベストメント株式会社 外部委員（現任）
2023年9月 功記総合法律事務所 共同パートナー弁護士（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大島義孝氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有しており、他社において社外監査役を務められております。独立した客観的立場からの業務執行の監督機能強化とガバナンスの視点から経営全般に対する助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これらの知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者
番号

11 あつ み
渥美

よう こ
陽子 (1984年3月12日生)

再任 社外 独立 女性

取締役在任年数
4 年
取締役会への出席状況
14回／14 回
所有する当社の株式の数
0 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年12月 弁護士登録
2010年1月 西村あさひ法律事務所 入所
2011年12月 J.P.モルガン証券株式会社法務部 出向
2014年6月 法律事務所ヒロナカ 入所
2017年10月 あつみ法律事務所 開設 代表弁護士
2019年6月 株式会社廣済堂 社外取締役
2019年9月 株式会社キッズライン 社外監査役（現任）
2020年12月 渥美坂井法律事務所弁護士法人麹町オフィス 代表弁護士
2021年6月 当社 社外取締役（現任）
2023年1月 あつみ法律事務所 開設 代表弁護士（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

渥美陽子氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知見と経験を有しており、他社において社外監査役を務められております。独立した客観的立場からの監督機能と経営全般に対する法務的知見からの助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これらの知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者
番号

12

かみ や
神谷

そう の すけ
宗之介

(1974年6月25日生)

再任

社外

独立

取締役在任年数

3 年

取締役会への出席状況

14回／14 回

所有する当社の株式の数

0 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1999年 4 月 弁護士登録
大原法律事務所 入所
2005年 1 月 ニューヨーク州 弁護士登録
2007年 1 月 神谷法律事務所（現 弁護士法人神谷法律事務所）開業（現任）
2009年 8 月 株式会社パンフィックネット 社外取締役（現任）
2015年 6 月 昭和化学工業株式会社 社外取締役
2016年 6 月 昭和化学工業株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2022年 6 月 当社 社外取締役（現任）
2024年 6 月 住石ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

神谷宗之介氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知見と経験を有しており、他社において社外取締役を務められております。独立した客観的立場からの監督機能と経営全般に対する法務的知見からの助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これらの知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者
番号

13

か とう
加藤

とも はる
智治

(1974年9月8日生)

再任

社外

独立

取締役在任年数

3 年

取締役会への出席状況

14回／14 回

所有する当社の株式の数

0 株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1999年 4 月 ドイツ証券（現 ドイツ銀行）入社
2000年 4 月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社
2004年 4 月 フィールズ株式会社入社 社長室長
2007年 12月 ユニゾン・キャピタル株式会社 入社
株式会社あきんどスシロー 出向 社長室長
2008年 12月 株式会社あきんどスシロー 専務取締役
2012年 10月 同社 取締役COO
2015年 6 月 ゼビオ株式会社 入社
2015年 10月 同社 代表取締役社長
ゼビオホールディングス株式会社 副社長執行役員
2017年 6 月 株式会社カカクコム 社外取締役（現任）
2021年 4 月 まん福ホールディングス株式会社 設立 代表取締役社長（現任）
2022年 6 月 当社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

加藤智治氏は、経営者としての豊富な経験と経営全般の知見を有しており、他社において社外取締役を務められております。これら知見と経験をもとに独立した客観的立場からの業務全般にわたる統制と重要事項の決定および業務執行の監督など、当社の社外取締役としての職責を果たしております。これらの知見と経験を当社経営および取締役会実効性の一層の向上に活かしていただきたいことから、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 担当等は事業報告の「取締役および監査役の状況」欄に記載のとおりです。
3. 麻生巖氏は、当社の親会社である株式会社麻生の代表取締役社長であります。
4. 内藤 達次郎氏、藤田 和弘氏、大島 義孝氏、渥美 陽子氏、神谷 宗之介氏および加藤 智治氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は内藤 達次郎氏、藤田 和弘氏、大島 義孝氏、渥美 陽子氏、神谷 宗之介氏および加藤 智治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社は麻生 巖氏、屋宮 康信氏、内藤 達次郎氏、藤田 和弘氏、大島 義孝氏、渥美 陽子氏、神谷 宗之介氏および加藤 智治氏の取締役選任が承認可決された場合は、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2025年7月に更新の予定であります。
7. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株を5株に株式分割しております。各候補者が所有する当社の株式数は、当該株式分割前の2025年3月31日現在の株式数を記載しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（4名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	1	やま さき 山崎	しょういち 祥一	(1965年12月23日生)	新任
------------	---	-------------	-------------	----------------	----

所有する当社の株式の数	略歴、地位および重要な兼職の状況
1,255 株	1988年 4 月 当社入社 2016年 8 月 当社九州支店総務部長 2018年 4 月 当社東京建築支店総務部長 2021年 7 月 当社コンプライアンス推進委員会監査室長 2024年 4 月 当社監査室長 2025年 4 月 当社監査副室長（現任）

監査役候補者とした理由

山崎祥一氏は、入社以来、主に総務部門および監査部門において要職を歴任し、2021年7月から2025年3月までの期間においては監査室長を務めておりました。当社における豊富な業務経験および監査経験に基づき、常勤監査役としての役割を適切に遂行できるものと判断し、新任の監査役候補者いたしました。

候補者 番 号	2	いち ば 市場	のり こ 典子	(1971年5月15日生)	再任	社外	独立	女性
------------	---	------------	------------	---------------	----	----	----	----

監査役在任年数	略歴、地位および重要な兼職の状況
4 年	1992年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1997年 7 月 加藤忠男税理士事務所 入所 1999年 8 月 太陽監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入所 2000年 5 月 公認会計士 登録 2002年11月 市場公認会計士事務所 開設 2006年 8 月 株式会社COMPASS 入社（現任） 2008年 8 月 税理士登録 2008年10月 税理士法人アプライズ 設立（現任） 2021年 6 月 当社監査役（現任） 2022年 7 月 いちごオフィスリート投資法人 監督役員（現任） 2023年 3 月 日清紡ホールディングス株式会社 社外監査役（現任）
取締役会への出席状況	
14回／14 回	
監査役会への出席状況	
14回／14 回	
所有する当社の株式の数	
0 株	

社外監査役候補者とした理由

市場典子氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験と会計・財務に関する専門的知見を有しており、他社において社外監査役を務められております。当社の社外監査役に就任以来、取締役会等において有益な意見を述べる等、社外監査役としての職責を果たしております。これらの知見と経験に基づき、客観的かつ公正な立場で適切な当社の経営の監視・監督を行っていただけると判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。

候補者
番号

3

さとう
佐藤

ひさかず
寿一

(1964年3月14日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年 4月 東京国税局 採用
2011年 7月 同局 総務部総務課 課長補佐
2013年 7月 大阪国税局 右京税務署 副署長
2015年 7月 国税庁 長官官房 東京派遣 国税庁監察官
2017年 7月 東京国税局 総務部 人事調査官
2018年 7月 同局 調査第四部 調査第56部門 統括官
2019年 7月 同局 町田税務署長
2020年 7月 同局 総務部 企画課長
2021年 7月 国税庁 長官官房 総務課 監督評価官室 副室長
2022年 7月 東京国税局 総務部 次長
2023年 7月 同局 麹町税務署長
2024年 7月 同局 退職
2024年 8月 税理士登録
佐藤寿一税理士事務所 開設（現任）

社外監査役候補者とした理由

佐藤寿一氏は、企業経営に直接関与された経験はありませんが、国税局や税務署等での税務に関する豊富な経験と知見を有しており、それらの高度な専門知識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 市場典子氏および佐藤寿一氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は市場典子氏および佐藤寿一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は現在、すべての監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。本議案において、市場典子氏の選任が承認された場合は、引き続き当該責任限定契約を継続し、また、山崎祥一氏および佐藤寿一氏の選任が承認された場合は、同責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が再任または選任された場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2025年7月に更新の予定であります。
5. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株を5株に株式分割しております。各候補者が所有する当社の株式数は、当該株式分割前の2025年3月31日現在の株式数を記載しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本選任は、就任前に限り、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議によって、その選任の効力を取り消すことができるものとします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ほり こし ゆ か
堀越 友香 (1975年10月6日生)

女性

所有する当社の株式の数	略歴、地位および重要な兼職の状況
0 株	2001年 4月 岩手県庁 入庁 2006年10月 弁護士登録 坂井・三村法律事務所（現：アンダーソン・毛利・友常法律事務所） 入所 2012年 4月 金融庁監督局総務課金融会社室（信用機構対応室併任） 出向 2014年10月 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）（現：ア ンダーソン・毛利・友常法律事務所） 復帰 2015年 4月 弁護士法人中央総合法律事務所 入所 2018年 1月 弁護士法人中央総合法律事務所 パートナー（現任） 2019年 6月 プレミアグループ株式会社 社外取締役（現任） 2021年 6月 株式会社地域経済活性化支援機構 社外取締役・地域経済活性化支援 委員（現任） 2021年 6月 WealthPark株式会社 社外取締役（現任）

補欠監査役候補者とした理由

堀越友香氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知見と経験に基づき、他社において社外取締役を務められております。当社においても、それらの専門知識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、新たに補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 2021年7月から2024年3月までの期間において、当社と堀越友香氏とは業務委託契約を締結しており、同氏はコンプライアンスに関する定期的な助言等を行っておりました。当社から同氏に支払った上記の業務委託報酬等は、当社の定める社外役員の独立性判断基準に抵触しておりません。なお、現在、当社と同氏並びに同氏が所属する弁護士法人中央総合法律事務所の間には一切の取引はございません。
2. 堀越 友香氏は、社外監査役候補者であり、社外監査役の補欠として選任するものです。なお、同氏が社外監査役に就任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は堀越 友香氏が社外監査役に就任された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害について、当該保険契約により填補することとしております。同氏が社外監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株を5株に株式分割しております。各候補者が所有する当社の株式数は、当該株式分割前の2025年3月31日現在の株式数を記載しております。

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役等のスキルマトリックス

第3号議案、第4号議案、第5号議案が原案どおり承認可決された場合において、当社が各取締役、監査役、補欠監査役に期待する主な専門性と知見を示したものです。

役職・氏名		属性		専門性と知見						
		新任	独立性	企業経営・ 企業戦略	財務・ ファイナンス・ M&A	技術	マーケティング・ 営業	法務・ コンプライアンス	ESG	DX
取締役										
1	代表取締役執行役員社長 森下 寛恵			●		●	●		●	
2	取締役専務執行役員 建築本部長 中村 百樹					●	●		●	
3	取締役常務執行役員 管理本部長 釘本 実			●	●			●	●	
4	取締役常務執行役員 企画本部長 瀬知 昭彦			●	●				●	●
5	取締役常務執行役員 土木本部長 益田 浩史					●	●			●
6	取締役 麻生 巖			●	●			●		
7	取締役 屋宮 康信			●	●					
8	取締役 内藤 達次郎		●	●						●
9	取締役 藤田 和弘		●		●					●
10	取締役 大島 義孝		●		●			●	●	
11	取締役 渥美 陽子		●					●	●	
12	取締役 神谷 宗之介		●					●	●	
13	取締役 加藤 智治		●	●	●					
監査役										
1	監査役 山崎 祥一	●			●			●		
2	監査役 市場 典子		●		●					
3	監査役 佐藤 寿一	●	●		●					
	補欠監査役 堀越 友香	●	●		●			●		

社外役員の独立性判断基準

当社では以下の要件に該当する場合は、社外役員の独立性を充たさないと判断しております。

1. 当社又は当社の子会社若しくは関連会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役又は執行役員その他の使用人をいう。以下同じ。）又は業務執行者であった者
2. 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者若しくはその業務執行者又は過去3年間のいずれかにおいて、当該者若しくは当該者の業務執行者であった者
3. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者の業務執行者又は過去3年間のいずれかにおいて、当該者の業務執行者であった者
4. 当社グループから取締役又は監査役を受け入れている会社又はその親会社、子会社若しくは関連会社の業務執行者、監査役又は会計参与
5. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループを主要な取引先とする者（過去3事業年度のいずれかの事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者）又はその業務執行者
6. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの主要な取引先である者（過去3事業年度のいずれかの事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額を当社グループへ支払った者又は当該いずれかの事業年度における当社の連結総資産の2%以上の金銭の融資を当社グループへ行った者）又はその業務執行者
7. 過去3年間のいずれかにおいて、当社グループから役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている公認会計士、弁護士、税理士又はコンサルタント等の専門家（報酬を得ている者が法人等の場合には、これに所属する者）
8. 過去3年間のいずれかにおいて、当社グループから年間1千万円を超える寄付又は助成を受けている者又はその組織の理事、業務執行者若しくはこれらに相当する者
9. 上記1から8までに該当する者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

以 上

以 上

事業報告 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかな回復基調で推移したものの、アメリカの通商政策等による景気の下振れが懸念されるなど、国内外ともに先行き不透明な状態が続きました。加えて、国内において物価上昇が継続したことによる消費者マインドの停滞が、我が国の景気を下押しするリスクとなっており、引き続き我が国経済・物価への影響を一層注視する必要があります。

このような状況の中、当社グループの主要事業であります建設事業におきましては、公共投資、民間投資ともに底堅く推移したものの、建設コストや人件費の高騰、建設従事者の不足など、依然として厳しい事業環境が続きました。

このような情勢下におきまして、当社グループを挙げて営業活動を行いました結果、連結受注高においては1,509億7千3百万円（前期比3.1%増）となりました。うち、当社受注工事高においては、土木工事で432億2千2百万円（前期比8.4%減）、建築工事で628億1千1百万円（前期比17.8%増）、合計1,060億3千4百万円（前期比5.5%増）となりました。なお、官民別比率は、官公庁工事35.6%、民間工事64.4%でございます。

主な受注工事は、次のとおりであります。

発注者	工事件名	施工場所
東京都財務局	妙正寺川整備工事（その204）	東京都
静岡県企業局	ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う 包括民間委託事業（更新支援型）建設工事	静岡県
国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	R6・7 能越道穴水越の原橋梁復旧その2工事	石川県
住友不動産(株)	（仮称）二条城（北・南）計画新築工事	京都府
東急不動産(株)	L O G I' Q 神戸新長田新築工事	兵庫県
防衛省 九州防衛局	佐世保米軍（6）管理棟改修等建築工事	長崎県
工信工程股份有限公司	環状線北環段Y19（不含）-Y20（含）土建及水電環控CF680A区段 標工程）工事-シルドトンネル及び連絡通路など関連工事	中華民国

また、連結売上高においては1,433億9千4百万円（前期比12.1%減）となりました。うち、当社完成工事高においては、土木工事で520億9千5百万円（前期比2.2%減）、建築工事で469億3千4百万円（前期比31.5%減）、合計990億3千万円（前期比18.7%減）となりました。なお、官民別比率は、官公庁工事53.3%、民間工事46.7%でございます。

主な完成工事は、次のとおりであります。

発注者	工 事 件 名	施工場所
津 市	令和４年度建整橋維補継第１号津興橋大規模更新事業橋梁（下部工）築造等工事	三重県
大阪広域水道企業団	大庭浄水場 調整池及び配水ポンプ棟更新工事	大阪府
国土交通省 近畿地方整備局	すさみ串本道路有田川橋P３下部工事	和歌山県
野田特定目的会社	(仮称) 野田物流施設計画新築工事	千葉県
(株)日本エスコン・中電不動産(株)	(仮称) 吹田市藤白台５丁目（マンションA棟）新築工事	大阪府
兵庫県	兵庫県立総合衛生学院建築工事	兵庫県

利益面におきましては、連結で経常利益52億４百万円（前期比313.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益36億９千１百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失20億７千２百万円）という結果になりました。うち、当社の経常利益で32億８千７百万円（前期は経常利益１億３千６百万円）、当期純利益で29億４千万円（前期は当期純損失21億６千３百万円）という結果になりました。

① 企業集団の受注工事高・完成工事高および次期繰越工事高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
土 木	170,501	60,004	70,794	159,712
建 築	89,873	90,181	67,900	112,153
そ の 他	205	787	821	172
合 計	260,581	150,973	139,516	272,038

(注) なお、当期のその他の事業におけるその他の売上高は38億７千８百万円であります。

② 当社の受注工事高・完成工事高および次期繰越工事高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
土 木	139,532	43,222	52,095	130,659
建 築	70,794	62,811	46,934	86,672
合 計	210,327	106,034	99,030	217,331

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施しました設備投資は、建物・工事用機械の購入等、総額3億3千2百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

我が国経済は、内需の拡大を中心に、引き続き緩やかな景気回復が期待される一方で、米国の通商政策により、世界経済の不確実性は急速に高まり、金融資本市場の変動等の影響にも注視する必要があります。

建設業界におきましては、国内における建設投資は民間の設備投資、政府による国土強靱化対策やインフラ更新需要の拡大により増加傾向にありますが、原材料および原油等エネルギーの価格上昇や、賃上げによる労務費の上昇、担い手不足など様々な問題を抱えております。

このような状況の下、当社は、中期経営計画(2023-27年度)を策定し、「人的資本経営の強化」、「事業構造の変革」を基本方針として、目標達成に向けて取り組んでまいりました。しかし、2023-24年度の2年間におきましては、建設資材価格の高騰、人件費の高騰による影響や品質確保の追加費用の発生などから、採算が悪化し、業績目標は未達となりました。これら2023-24年度の実績を踏まえ、当初計画の基本方針は維持しつつ、環境変化にアジャストした計画へ見直すこととしました。

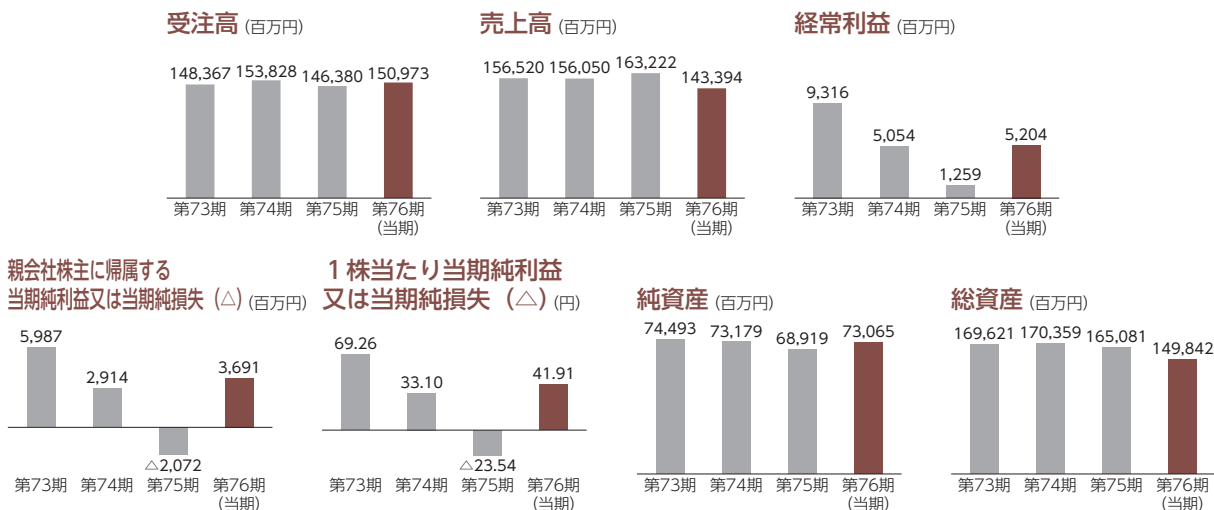
当社は、本計画における“事業規模の拡大は問わず、利益最優先の計画とする”との方針のもと、選別受注の徹底や受注審査体制の強化などに引き続き取り組んでまいります。基本方針の一つである「人的資本経営の強化」については、エンゲージメント強化、人材育成、DX・研究開発の推進により更なる強化を図ってまいります。また、基本方針の「事業構造の変革」については、土木事業では、当社の得意技術領域（シールド・ニューマチックケーソン）拡大のための体制を強化し、防災・減災事業やインフラ整備事業へ取り組みます。建築事業では、選別受注の徹底を継続したうえで、産業関連や生活関連事業の民間建築に加えて、公共工事への取組も強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移
企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 73 期 (2022年3月期)	第 74 期 (2023年3月期)	第 75 期 (2024年3月期)	第 76 期 (2025年3月期)
受 注 高 (百万円)	148,367	153,828	146,380	150,973
売 上 高 (百万円)	156,520	156,050	163,222	143,394
経 常 利 益 (百万円)	9,316	5,054	1,259	5,204
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (百万円)	5,987	2,914	△2,072	3,691
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	69.26	33.10	△23.54	41.91
純 資 産 (百万円)	74,493	73,179	68,919	73,065
総 資 産 (百万円)	169,621	170,359	165,081	149,842

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均株式数によって算出しております。
2. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で分割を行っております。第73期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失を算出しております。



(10) 親会社および重要な子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
(株) 麻 生	3,580	50.39	医 療 関 連 事 業 不 動 産 事 業

(注) 親会社と当社との間には、当社の重要な財務および事業の方針に関する契約等はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
(株) 森 本 組	2,000	100	土 木 ・ 建 築 工 事

重要な子会社の売上高は389億7千8百万円、当期純利益は12億3千9百万円であります。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は8社であり、当連結会計年度の業績につきましては、売上高1,433億9千4百万円、経常利益52億4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益36億9千1百万円であります。

(11) 主要な事業内容

当社グループ（当社および子会社）は、当社（大豊建設株式会社）および子会社11社（内4社は間接所有によるものです。）で構成され、建設業を主たる業務としています。

当社グループの事業に係わる位置付けは次のとおりです。

（土 木 事 業） 当社は、建設事業のうち土木事業を営んでおり、子会社である㈱森本組が土木事業の施工および施工協力を行っています。

（建 築 事 業） 当社は、建設事業のうち建築事業を営んでおり、子会社である㈱森本組が建築事業の施工および施工協力を、タイ大豊㈱（タイ王国）が建築事業を行っています。

（その他の事業） 子会社である大豊不動産㈱が不動産事業を、大豊塗装工業㈱が塗装工事業を、進和機工㈱が建設資材リース業等を営んでいます。

(12) 主要な営業所

① 当社

本	店：東京都中央区新川一丁目24番4号
支	店：北海道支店（北海道） 東北支店（宮城県）
	北陸支店（新潟県） 東京土木支店（東京都）
	東京建築支店（東京都） 東関東支店（千葉県）
	名古屋支店（愛知県） 大阪支店（大阪府）
	広島支店（広島県） 九州支店（福岡県）
	海外支店（東京都）

技術研究所：（茨城県）

② 子会社

㈱ 森 本 組：本 店（大阪府）

(13) 従業員の状況

当社グループの従業員の状況

セグメントの名称				従業員数 (人)
土	木	事	業	632
建	築	事	業	532
そ	の	他	の 事 業	205
全	社	(共	通)	325
合 計				1,694

(注) 従業員数は就業人員であります。

(14) 主要な借入先の状況

借 入 先				借 入 金 残 高 (百万円)
(株)	三	井	住 友 銀 行	2,700
(株)	三	菱	U F J 銀 行	1,500
(株)	み	ず	ほ 銀 行	700
三	井	住	友 信 託 銀 行 (株)	550
(株)	三	十	三 銀 行	550

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 普通株式 32,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 18,083,163株
 (自己株式332,487株を含む。)
 (3) 株主数 5,705名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
(株) 麻 生	8,906	50.17
(株) 南 青 山 不 動 産	1,639	9.23
(株) シ テ ィ イ ン デ ッ ク ス イ レ ブ ン ス	1,617	9.11
住 友 不 動 産 (株)	850	4.78
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	581	3.27
第 一 生 命 保 険 (株)	328	1.85
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 (株)	310	1.75
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	226	1.27
大 豊 建 設 自 社 株 投 資 会	192	1.08
大 豊 建 設 株 式 会 社 安 全 協 力 会	115	0.64

(注) 持株比率は、自己株式332,487株を控除して計算しております。なお、自己株式数には「役員向け株式交付信託」制度導入のために設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式117,100株を含んでおりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で分割を実施し、あわせて会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款に定める発行可能株式の総数を変更いたしました。これにより、発行可能株式の総数は160,000,000株となり、発行済株式の総数は90,415,815株となっております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2014年度株式報酬型 新株予約権	2015年度株式報酬型 新株予約権	2016年度株式報酬型 新株予約権
発行決議日	2015年2月13日	2016年2月15日	2017年2月10日
区分	取締役（注1）	取締役（注1）	取締役（注1）
保有者数	1名	1名	1名
目的となる株式の数	400株	3,000株	2,800株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
権利行使時1株当たりの 行使価格	1円	1円	1円
権利行使期間	2015年3月3日から 2035年3月2日まで	2016年3月2日から 2036年3月1日まで	2017年3月2日から 2037年3月1日まで
新株予約権の行使の条件	（注2）	（注2）	（注2）

（注） 1. 社外取締役には交付されておりません。

2. 新株予約権の行使条件

- ア. 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日から1年経過した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から9年間に限り、新株予約権を行使することができる。
- イ. 新株予約権者が、当社の取締役または執行役員のいずれかに在職している期間中に禁固以上の刑に処せられた場合は、新株予約権を行使できない。
- ウ. 新株予約権者またはその法定相続人が、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合は、新株予約権を行使できない。
- エ. 当社取締役会の承諾なく新株予約権を譲渡担保または質入れその他担保設定することはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
当事業年度中の実績はありません。

4. 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

（1）取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役執行役員社長	森 下 寛 恵	
取締役専務執行役員	中 村 百 樹	建築本部長兼安全環境担当
取締役常務執行役員	釘 本 実	管理本部長兼コンプライアンス担当兼関係会社担当兼総務事項担当
取締役常務執行役員	瀬 知 昭 彦	企画本部長
取締役常務執行役員	益 田 浩 史	土木本部長兼海外部門担当兼技術研究所担当
取 締 役	麻 生 巖	株式会社麻生 代表取締役社長 麻生セメント株式会社 取締役 株式会社ぎょうせい 取締役 日特建設株式会社 取締役 住石ホールディングス株式会社 取締役
取 締 役	屋 宮 康 信	株式会社ぎょうせい 監査役
取 締 役	内 藤 達次郎	Office The-T 代表 株式会社メイクス 取締役副社長
取 締 役	藤 田 和 弘	藤田公認会計士事務所 東京共同会計事務所 パートナー ケネディクス・プライベート投資法人 監督役員 日鉄ソリューションズ株式会社 社外取締役（監査等委員）
取 締 役	大 島 義 孝	SGホールディングス株式会社 社外監査役 野村スパークス・インベストメント株式会社 外部委員 功記総合法律事務所 共同パートナー弁護士
取 締 役	渥 美 陽 子	あつみ法律事務所 代表弁護士 株式会社キッズライン 社外監査役
取 締 役	神 谷 宗之介	弁護士法人神谷法律事務所 代表 株式会社パシフィックネット 社外取締役 昭和化学工業株式会社 社外取締役（監査等委員） 住石ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
取 締 役	加 藤 智 治	まん福ホールディングス株式会社 代表取締役社長 株式会社カカクコム 社外取締役

会社における地位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	秋 葉 賢 三	
監 査 役	大 角 良 昭	大角良昭税理士事務所 株式会社ビー・エス・デーインフォメーションテクノロジー 社外監査役 医療法人社団ふらの西病院 理事
監 査 役	武 内 正 一	武内公認会計士税理士事務所
監 査 役	市 場 典 子	税理士法人アプライズ 代表社員 株式会社COMPASS いちごオフィスリート投資法人 監督役員 日清紡ホールディングス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 内藤 達次郎氏、藤田 和弘氏、大島 義孝氏、渥美 陽子氏、神谷 宗之介氏および加藤 智治氏は社外取締役であります。
2. 大角 良昭氏、武内 正一氏および市場 典子氏は社外監査役であります。
3. 内藤 達次郎氏、藤田 和弘氏、大島 義孝氏、渥美 陽子氏、神谷 宗之介氏、加藤 智治氏、大角 良昭氏、武内 正一氏および市場 典子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 秋葉 賢三氏は、当社の経理部門で実務経験を有し、財務・会計に関する適切な知見を有しております。

5. 2025年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

○印は取締役兼務者であります。

役 職	氏 名	担 当 業 務
○執行役員社長	森 下 覚 恵	建築本部長兼安全環境担当 管理本部長兼コンプライアンス担当兼関係会社 担当兼総務事項担当 企画本部長 土木本部長兼海外部門担当兼技術研究所担当
○専務執行役員	中 村 百 樹	
○常務執行役員	釘 本 実	
○常務執行役員	瀬 知 昭 彦	
○常務執行役員	益 田 浩 史	

役 職	氏 名	担 当 業 務
常務執行役員	田 丸 裕	土木本部副本部長
常務執行役員	浅 田 潤 一	大阪支店長
常務執行役員	田 中 浩 一	土木本部副本部長兼新事業推進部長
常務執行役員	高 畑 真 二	建築本部副本部長
執行役員	小 野 剛 史	企画本部内部統制担当
執行役員	松 岡 昭 二	大阪支店副支店長
執行役員	浅 沼 和 幸	東北支店長
執行役員	福 田 浩 二	企画本部副本部長
執行役員	石 合 仁 之	名古屋支店長
執行役員	岩 崎 延 宏	東京土木支店長
執行役員	帷 子 幸 一	九州支店長
執行役員	高 木 健 二	土木本部次長
執行役員	梅 原 良 典	管理本部副本部長兼経理部長
執行役員	鈴 木 規 之	海外支店長
執行役員	軍 司 誠 一	建築本部次長兼工事監理部長
執行役員	塩 田 雅 紀	東京建築支店長
執行役員	蓼 沼 史 彦	建築本部建築部長
執行役員	柴 田 好 久	土木本部土木部長

- (注) 1. 鈴木 規之氏、軍司 誠一氏、塩田 雅紀氏、蓼沼 史彦氏、および柴田 好久氏は、2024年4月1日より執行役員に就任いたしました。
2. 永田 修一氏、竹内 清氏、池田 聡氏および釣部 敏雄氏は、2024年3月31日付で執行役員を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害について、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役および当社執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2023年5月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、明確な支給基準に基づく各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には業務執行取締役の報酬は、基本報酬（固定の金銭報酬）、会社業績に応じた業績報酬（金銭報酬）、業績に連動した株式報酬（非金銭報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、月例の基本報酬のみを支払うこととしております。

2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の業務執行取締役の基本報酬は、他社水準、従業員給与水準等を勘案した上で定める執行役員の役位に応じた執行給に、取締役としての監督給等を加算した額を月例の固定報酬としております。

3) 業績報酬並びに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績報酬は、過去3年平均業績数値および公表した業績予想数値に対する達成度に応じたインセンティブとして、役位ごとに定めた基準金額に支給率を乗じて報酬額を決定し、事業年度末時点の役位に応じ年1回7月に支給するものとしております。

評価指標は、当社の企業業績に関わる重要な指標であるという観点から、連結営業利益および連結経常利益とし、対象となる事業年度終了後、過去3年平均業績数値に対する達成度を基準に、公表した業績予想数値に対する達成度を考慮した係数を乗じて、それぞれ0%から最高180%の範囲で支給率を決定いたします。なお、当事業年度における連結営業利益は55億3千3百万円で、連結経常利益は52億4百万円であります。

また、当社の業績、業務執行取締役個々の部門業績および定性評価に基づき、執行給の±5%の変動額を個人業績連動報酬とし、12等分した金額を月例として基本報酬と合わせて支給するものとしております。

非金銭報酬等は、業務執行取締役の中長期的な業績の向上および企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式交付信託を用いた株式報酬制度を導入し、あらかじめ定める役位に応じた基礎金額を基準株価で除した基準ポイントに、業績指標の達成度に応じた支給率を乗じて算出したポイントを各事業年度末に付与し、業務執行取締役の退任時に、付与されたポイントの累計数に応じて当社普通株式を交付いたします。

支給率は、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、3年間の評価期間における当社TSR（株主総利回り）を東証配当込みTOPIXの成長率で除して算出した係数（0%から150%）および評価対象年度の連結ROE（自己資本利益率）の実績に基づき、あらかじめ定めた支給率テーブルの係数（資本コスト未満：0%、資本コスト以上8%未満：100%、8%以上10%未満：120%、10%以上：150%）を使用しております。なお、3年間の評価期間における当社TSR（株主総利回り）の成長率は107.17%で、連結ROE（自己資本利益率）は5.3%であります。

4) 金銭報酬および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の役位毎の報酬の割合については、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。報酬の種類毎の比率は、業績連動部分が100%支給された場合で、概ね基本報酬（60～70%）、業績報酬（20～30%）、株式報酬（10%）としております。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

個人別の基本報酬および評価指標の達成度により算定される業績報酬、株式報酬の基準金額は役位毎に定められており、代表取締役社長森下覚恵は、定性部分を評価した個人業績連動報酬を加えた具体的報酬案を作成し、過半数を社外取締役が占める指名報酬委員会に作成した報酬案を諮問し、その答申の内容を踏まえて取締役会で決議をするなどの措置を講じており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第73回定時株主総会において年額280百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）と決議しております。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）当該定時株主総会終結時点の取締役の人数は12名（うち、社外取締役は6名）です。また、当該金銭報酬と別枠で、2023年6月29日開催の第74回定時株主総会において、取締役に交付する当社普通株式の取得金額として、1事業年度ごとに50百万円を上限とする拠出金により信託を設定することを決議いたしました。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1983年6月28日開催の第34回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の基本報酬の固定報酬部分については、役位毎に定められており、基本報酬の業績報酬部分については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長森下覚恵がその具体的内容について決定する権限の委任を受けております。この権限を委任した理由は、代表取締役社長が取締役個々の業務の達成状況等を把握できる立場にあり、上記業績報酬部分の額を決定するにあたり適任と判断しております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長により適切に行使されるように、過半数を社外取締役が占める指名報酬委員会（代表取締役1名、社外取締役6名）に報酬案を諮問し、代表取締役社長は、その答申に沿って決定しなければならないこととするなどの措置を講じており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の 人数（人）
		固定報酬	業績連動報酬		
			金銭報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	192 (36)	152 (36)	31 (一)	7 (一)	12 (6)
監査役 (うち社外監査役)	32 (18)	32 (18)	一 (一)	一 (一)	4 (3)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との業務状況および当社と当該他の法人等との関係

内藤達次郎氏の兼職先であるOffice The-Tおよび株式会社メイクスと当社とは重要な取引その他の関係にありません。

藤田和弘氏の兼職先である藤田公認会計士事務所および東京共同会計事務所と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

大島義孝氏の兼職先である功記総合法律事務所と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

渥美陽子氏の兼職先であるあつみ法律事務所と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

神谷宗之介氏の兼職先である弁護士法人神谷法律事務所と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

加藤智治氏の兼職先であるまん福ホールディングス株式会社と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

大角良昭氏の兼職先である大角良昭税理士事務所と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

武内正一氏の兼職先である武内公認会計士税理士事務所と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

市場典子氏の兼職先である税理士法人アプライズおよび株式会社COMPASSと当社とは重要な取引その他の関係にありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

藤田和弘氏の兼職先であるケネディクス・プライベート投資法人および日鉄ソリューションズ株式会社と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

大島義孝氏の兼職先であるSGホールディングス株式会社および野村スパークス・インベストメント株式会社と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

渥美陽子氏の兼職先である株式会社キッズラインと当社とは重要な取引その他の関係にありません。

神谷宗之介氏の兼職先である株式会社パシフィックネット、昭和化学工業株式会社および住石ホールディングス株式会社と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

加藤智治氏の兼職先である株式会社カカクコムと当社とは重要な取引その他の関係にありません。

大角良昭氏の兼職先である株式会社ビー・エス・デーインフォメーションテクノロジーおよび医療法人社団ふらの西病院と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

市場典子氏の兼職先であるいちごオフィスリート投資法人および日清紡ホールディングス株式会社と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況
取締役会等への出席状況および発言状況
社外取締役

氏 名	取締役会 出席状況	指 名 報 酬 委員会出席状況	活動状況と役割
内 藤 達次郎	14回/14回	2回/2回	事業会社における豊富な経験とIT分野を中心とした幅広い知見から、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。また、指名報酬委員会委員を務め、取締役の指名報酬について審議し、取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしています。
藤 田 和 弘	14回/14回	2回/2回	公認会計士およびビジネスコンサルタントとしての専門的見地から、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。また、指名報酬委員会委員を務め、取締役の指名報酬について審議し、取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしています。
大 島 義 孝	14回/14回	2回/2回	弁護士としての専門的見地から議案審議等に適宜必要な発言を行っております。また、指名報酬委員会委員を務め、取締役の指名報酬について審議し、取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしています。
渥 美 陽 子	14回/14回	2回/2回	弁護士としての専門的見地から議案審議等に適宜必要な発言を行っております。また、指名報酬委員会委員を務め、取締役の指名報酬について審議し、取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしています。
神 谷 宗之介	14回/14回	2回/2回	弁護士としての専門的見地から議案審議等に適宜必要な発言を行っております。また、指名報酬委員会委員を務め、取締役の指名報酬について審議し、取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしています。
加 藤 智 治	14回/14回	2回/2回	事業会社における豊富な経験と幅広い知見から、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。また、指名報酬委員会委員を務め、取締役の指名報酬について審議し、取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしています。

社外監査役

氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	活動状況
大 角 良 昭	14回/14回	14回/14回	議案審議において、税務会計に関する豊富な経験と知見をもとに適宜必要な発言を行っております。
武 内 正 一	14回/14回	14回/14回	議案審議において、公認会計士、税理士としての幅広い経験と知見をもとに適宜必要な発言を行っております。
市 場 典 子	14回/14回	14回/14回	議案審議において、公認会計士としての幅広い経験と知見をもとに適宜必要な発言を行っております。

- ⑤ 当社の親会社等または当社親会社等の子会社等において受け取った役員としての報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

66百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

86百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので①および②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社であるタイ大豊株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「リファード業務」についての対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 現に受けている業務停止処分に係る事項
該当事項はありません。

(7) 過去 2 年間に受けた業務停止処分に係る事項
該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨て、比率は小数点第 2 位を四捨五入して表示しております。

連結計算書類
連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	120,066	流 動 負 債	63,861
現金預金	21,669	支払手形・工事未払金等	23,769
受取手形・完成工事未収入金等	88,397	電子記録債務	7,124
電子記録債権	393	短期借入金	850
未成工事支出金等	1,312	1年内償還予定の社債	18
短期貸付金	29	未払法人税等	748
立替金	7,408	未払消費税等	2,243
貸倒引当金	861	未成工事受入金	8,472
	△6	預り金	16,816
固 定 資 産	29,776	完成工事補償引当金	767
有形固定資産	16,842	賞与引当金	647
建物・構築物	7,556	工事損失引当金	1,702
機械、運搬具及び工具器具備品	633	株主優待引当金	12
土地	8,569	業績連動報酬引当金	31
リース資産	46	その他	657
建設仮勘定	38	固 定 負 債	12,916
無形固定資産	510	長期借入金	6,000
投資その他の資産	12,422	繰延税金負債	465
投資有価証券	11,491	株式給付引当金	182
繰延税金資産	262	役員退職慰労引当金	26
その他	2,913	執行役員退職慰労引当金	26
貸倒引当金	△2,244	退職給付に係る負債	5,552
		その他	663
		負 債 合 計	76,777
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	68,338
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	42,377
		利 益 剰 余 金	17,911
		自 己 株 式	△1,950
		その他の包括利益累計額	3,133
		その他有価証券評価差額金	2,270
		為替換算調整勘定	△72
		退職給付に係る調整累計額	936
		新株予約権	65
		非支配株主持分	1,527
		純 資 産 合 計	73,065
資 産 合 計	149,842	負 債 純 資 産 合 計	149,842

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

連結損益計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

売上	143,394	
売上原価	130,258	
売上総利益	13,136	
販売費及び一般管理費	7,602	
営業利益	5,533	
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	189	
寮・社宅家賃	33	
その他の	55	299
営業外費用		
支払利息	94	
支払保険証料	76	
貸倒引当金繰入額	55	
為替差損	248	
支払手数料	103	
その他の	50	629
経常利益	5,204	
特別利益		
固定資産売却益	241	
投資有価証券売却益	62	
貸倒引当金戻入額	224	528
特別損失		
固定資産除売却損	2	
訴訟関連損	31	
減損	126	
その他の	7	167
税金等調整前当期純利益	5,565	
法人税、住民税及び事業税	1,073	
法人税等調整額	524	1,598
当期純利益	3,967	
非支配株主に帰属する当期純利益	276	
親会社株主に帰属する当期純利益	3,691	

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

計算書類
貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
流動資産	88,913		流動負債	48,439	
現金	13,953		支払手形	153	
受取手形	26		記録債	4,390	
子工	388		未償還	16,951	
完成	65,190		1年内償還	650	
未完	793		1年未満償還	18	
短立	797		未払法人税等	19	
貸倒引当金	7,109		受入税金	226	
固定資産	662		工事補償引当金	1,535	
有形固定資産	△10		工事損失引当金	6,100	
建物	28,806		工事連動報酬の借入金	15,539	
機械器具	15,128		長期延税給付の負債	654	
一設	6,881		退職給付の負債	367	
固定資産	237		株主優待の負債	1,301	
投資資産	173		繰上り退職給付の負債	12	
有価証券	7,752		繰上り退職給付の負債	31	
貸倒引当金	46		繰上り退職給付の負債	486	
貸倒引当金	38		繰上り退職給付の負債	11,594	
貸倒引当金	478		繰上り退職給付の負債	6,000	
貸倒引当金	13,199		繰上り退職給付の負債	463	
貸倒引当金	10,478		繰上り退職給付の負債	30	
貸倒引当金	2,134		繰上り退職給付の負債	4,648	
貸倒引当金	374		繰上り退職給付の負債	182	
貸倒引当金	49		繰上り退職給付の負債	268	
貸倒引当金	2,653				
貸倒引当金	△2,489				
			負債合計	60,033	
			純資産		
			株主資本	55,485	
			資本剰余金	10,000	
			資本剰余金	42,377	
			資本剰余金	10,000	
			資本剰余金	32,377	
			資本剰余金	5,058	
			資本剰余金	1,105	
			資本剰余金	3,952	
			資本剰余金	109	
			資本剰余金	815	
			資本剰余金	3,028	
			資本剰余金	△1,950	
			資本剰余金	2,135	
			資本剰余金	2,135	
			資本剰余金	65	
			資本剰余金	57,686	
			負債純資産合計	117,719	
資産合計	117,719				

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

損益計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

完 成 工 事 高		99,030
完 成 工 事 原 価		91,034
完 成 工 事 総 利 益		7,995
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,100
営 業 利 益		2,895
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	898	
そ の 他	69	967
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	94	
支 払 保 証 料	61	
為 替 差 損	253	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	12	
支 払 手 数 料	103	
そ の 他	49	574
経 常 利 益		3,287
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	240	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	62	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	224	527
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	2	
訴 訟 関 連 損 失	8	
減 損 損 失	126	
そ の 他	7	144
税 引 前 当 期 純 利 益		3,670
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	225	
法 人 税 等 調 整 額	504	730
当 期 純 利 益		2,940

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

大豊建設株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永 井 勝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 淳 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大豊建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大豊建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

大 豊 建 設 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永 井 勝
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 淳 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大豊建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

大豊建設株式会社	監査役会
常勤監査役	秋 葉 賢 三 ㊞
社外監査役	大 角 良 昭 ㊞
社外監査役	武 内 正 一 ㊞
社外監査役	市 場 典 子 ㊞

以 上

会場案内図

開催
日時

2025年6月27日（金曜日）午後2時
受付開始 午後1時

会場

東京都中央区新川一丁目24番4号

当社本店 2階会議室

※会場にて配慮が必要な方は、2025年6月20日（金曜日）までに、
【03-3297-7000（代表電話）】までご連絡ください。



会場 | 大豊建設株式会社



交通

【東京メトロ】 ●東西線・●日比谷線 茅場町駅 下車 徒歩 10分
【都営バス】 ●東京駅丸の内北口バス停・東22系統 乗車 永代橋バス停 下車 徒歩 1分

大豊建設株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

